

令和元年度

県庁舎跡地活用事業に伴う  
長崎西役所跡範囲確認調査結果報告

2020

長崎県教育委員会

1. 遺跡名 長崎西役所跡（ながさきにしやくしょあと）
2. 所在地 長崎県長崎市江戸町2番13号
3. 調査主体 長崎県教育委員会
4. 調査期間 令和元年10月16日（水）～令和2年1月15日（水）
5. 調査面積 1,016 m<sup>2</sup>

## 6. 遺跡概要

### 遺跡の立地と環境

長崎市は長崎県の南西部に位置している。この長崎市のほぼ中央部にある長崎港は、深く陸地に入り込み、その長崎港を中心にして三方を第四期更新世の火山活動による輝石安山岩や同質の火山砕屑岩によって形成されたそれぞれの地形の異なった山々に囲まれ、その間にわずかな平地や低地をもち、長崎市中心部は「すり鉢」状の地形をなしている。

遺跡の位置する市街地中心部は山裾のわずかな平地と金比羅山から南西方向に伸びる岬状の台地、台地周辺の埋立地である低地部によって形成されている。岬状の台地は第四期更新世の火山活動による輝石安山岩や同質の火山砕屑岩を基盤に、旧中島川と呼ばれるかつて河川が運搬したそれらの砂礫層で構成される堆積段丘で、標高は11m～15mを測る。その岬状の台地の周辺に広がる低地部は主として近世以降に築出された中島川、浦上川及び海浜部の埋立地であり、本調査地周辺の標高は旧県庁舎本館が立地していた台地上で9m程度、中島川沿いの低地部で2m程度を測る。

長崎の町は、大村氏によって1571（元龜2）年に南蛮貿易の拠点として開港され、あわせて6町が街区として整備された。

遺跡の所在地には、その時にポルトガルのイエズス会宣教師フィゲイレドによって小さな教会（サン・パウロ教会堂）が建てられている。教会は豊臣秀吉による禁教政策の影響で断絶があるものの、幾度かの建て直しや増改築工事を経て、1593（文禄2）年の再建の翌年にはイエズス会本部が教会敷地内に置かれた。1601（慶長6）年には「被昇天のサンタ・マリア教会」が落成し、教会は信者の増加とともに順調に発展を遂げるものの、1614（慶長19）年のキリシタン禁制によって教会、鐘楼、時計台が破壊され、その歴史を閉じる。

江戸時代になると、教会跡地には糸割符宿老会所が設けられるが、1633（寛永10）年に発生した火災で本博多町にあった長崎奉行所東西屋敷が消失、糸割符宿老会所も類焼した。

これを契機に両者で敷地を交換し、以後当地は長崎奉行所の敷地として利用される。1663（寛文3）年に発生した大火では、またも東西屋敷が焼失する。奉行所は再建されるものの、東西屋敷が同一箇所にあると全滅のおそれがあるため、1673（延宝元）年に立山に東屋敷を移転し（立山役所）、旧奉行所は西役所と称した。

西役所は1718（享保3）年に老朽化のため全面改修された他、1812（文化9）年に石火矢台場に改装されるなど小規模な増改築が行われながら幕末を迎える。幕末には1853（嘉永6）年にロシア使節団との会見が西役所で行われ、1855（安政2）年には所内に海軍伝習所と活字判摺立所が設置された。幕末の終末期には長崎奉行が長崎を脱出して支

配権を放棄する。以後西役所は長崎会議所と改められ、明治を迎える。

明治時代になっても、西役所跡には長崎裁判所（後に長崎府）が置かれ、引き続き長崎の政治的中心地となっている。長崎府庁が立山に移転後、しばらくは広運館と呼ばれる学校になるが、1873（明治6）年には県庁と学校の土地建物の交換が行われ、1874（明治7）年に初代県庁が開庁される。しかしながら新築した庁舎は翌月の暴風雨で倒壊し、1876（明治9）年には第2代県庁が開庁する。

2代目県庁舎の老朽化に伴い解体新築され、第3代県庁舎は1911（明治44）年に完成した。開庁にあたっては、前年に完成した県会議事院とあわせて落成式が挙行され、3日間一般に観覧された。3代目県庁は以後30年余り機能するが、1945（昭和20）年の原爆投下に伴う火災によって全焼してしまう。

戦後、主な県庁機能は立山町に建設した仮庁舎にしばらく移されることになるが、最終的には1953（昭和28）年に第4代の県庁舎完成後に再移転が行われ、現在に至っている。

## 7. 調査概要

### 調査方法

調査は、対象地内に試掘坑を18箇所設定し、それぞれTP1からTP18の名称を付与した。（図1）

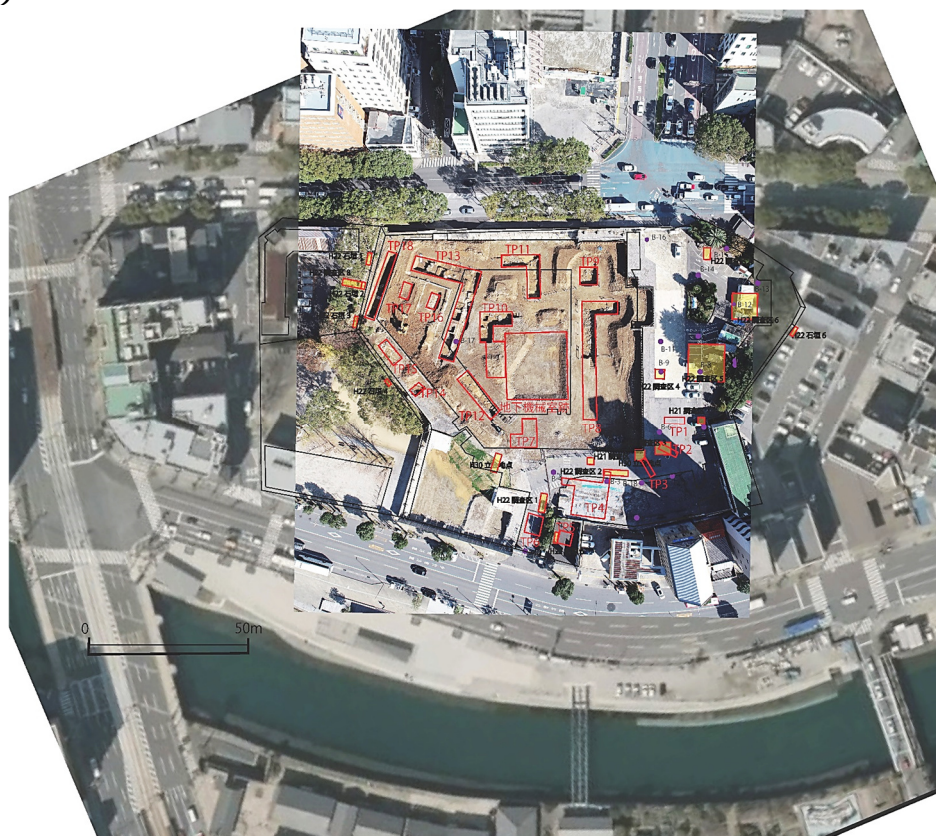


図1 調査区配置図

## 8. 調査結果

### (1) 概要

#### 層序

土層については、調査範囲の東側（TP7～TP13と14の東側、TP16）の試掘坑で明治時代以降、4代目県庁舎解体までのかく乱土の直下に地山を確認した。一部の試掘坑では、地山の上に、地山の土で整地したいわゆる「ニセ地山」を確認した。特に3代目県庁舎建

築時に「ニセ地山」を用いた整地がなされていることが確認できる。

TP13、TP15、TP17、TP18 では、かく乱土の下で瓦と漆喰片が混入した土層が堆積していることを確認した。この土層から出土する遺物には近現代の遺物は含まれておらず、この土層を掘り込む遺構を複数確認できる。この瓦と漆喰片が混入した土層については、西側石垣直近に展開する黄褐色粘質土の土層（TP15、TP18）と東寄りに展開する褐色粘質土の土層（TP13、TP17）に細分できる。

さらに、瓦と漆喰片が混入した土層の下には複数の盛土・整地土が確認できる。この盛土・整地土から出土する遺物の年代は、瓦と漆喰片が混入する土層や瓦と漆喰片が混入する土層を掘り込んで構築される土坑などの遺構より古い年代を示す。特に TP13 では、瓦と漆喰片が混入した土層（褐色粘質土）の下に暗褐色粘質土とこの土層を掘り込む溝（SD）や土坑（SK）などの遺構を複数確認した。

地中に残存している石垣の前面は 4 代目県庁舎建設の際に埋め立てられたことが記録として残っており、その記録のとおり、瓦礫によって埋め立てられていたことを確認した。

町屋部分にあたる TP5 については、東西で土層の堆積状況が異なるが、近代以降のかく乱が G.L-120cm まで及んでいた。その下に暗褐色粘質土とこの土層を掘り込む遺構を複数確認し、遺構から江戸時代前期の遺物が出土した。暗褐色粘質土の下に黒褐色粘質土があり、この土層を掘り込む遺構を確認した。黒褐色粘質土の下は明褐色砂質土となり、その下は地山となる。地山までの深さは G.L-170cm である。

#### 遺構

今回の調査で確認した遺構の状況については箇条書きで記す。

- TP1、TP2、TP4、TP6、TP14 で石垣もしくは石塀と思われる遺構を確認した
- TP5 で江戸時代前期の町屋のピット（SP）、土坑（SK）を確認した
- TP7～13 で 4 代目県庁舎の基礎杭を確認した
- TP8～16、TP18 で 3 代目県庁舎に関連する遺構を確認した
- TP9、TP13、TP15、TP17、TP18 で江戸時代の盛土もしくは整地土ならびに柵列（SA）、ピット（SP）、土坑（SK）、井戸（SX）の遺構を確認した

#### 遺物

出土遺物は、陶磁器、瓦片、金属製品、ガラス製品、貝類、獣骨などが出土している。陶磁器については、16 世紀から 17 世紀前半期の景德鎮窯製磁器、漳州窯製磁器、東南アジア産陶器類や同時期の肥前産陶磁器などが出土している。

瓦については、瓦当面をもつ瓦の出土は少数である。切り離し痕跡であるコビキについてはコビキ B で占められており、コビキ A については現在確認していない。また、江戸時代の遺構からは棧瓦が確認できていないことが特徴として挙げられる。

#### 結果

調査成果として、以下のことが列挙できる。

地山を確認した調査範囲の東側（TP7～12、TP13 と 14 の東側、TP16）については、TP9 で確認した井戸遺構を除いて近世以前の遺構は近代以降の削平行為により消失している。

瓦と漆喰片が混入した土層ならびにその土層を掘り込んだ遺構を確認した調査範囲の西側の一部（TP13 の西側、TP15、TP17、TP18）については、近世の盛土・整地土および近世の遺構が少なくとも 2 面残存していることを確認した。その範囲は、文化年間の絵図で一段下がったところに長屋（石垣上長屋）があり、1812（文化 9）年に石火矢台場に改装されたとされる区画内とほぼ一致する。また、敷地北側の現万才町と椋島町との町境に位置する石垣の延長上に位置していることから、当時の地形が残存している可能性がある。

遺構の時代については、遺構出土遺物の年代観、瓦の中に棧瓦が含まれていないこと、この土層や遺構が 1663(寛文3)年の「寛文の大火」層や「寛文の大火」の整理土坑の様相を呈していないことや、当該地における火災の記録などを考慮すれば、「寛文の大火」以前の 17 世紀中ごろ(おおよそ 1660 年代)が考えられる。

また、この 17 世紀中ごろの土層の下に盛土・整地土、ならびに生活面が存在することを確認した。よって、調査区の西側については、複数の生活面が面的に残存している可能性がある。

TP9 で確認した井戸遺構については、井戸の天端がある本来の生活面は近代以降の開発行為により削平されてしまっているが、深く掘削する井戸という遺構の性格上、遺構下部が残存したものと考えられる。

調査地の南西部および南東部に埋蔵している石垣が確認でき、その罫線については、確認された位置が絵図・地図・写真資料と一致する。よって、南西部および南東部の一定範囲に石垣が残存している可能性が高い。

南側石垣より南側に位置する江戸町の町屋については、江戸時代前期の生活面を 2 面確認した。残存している石垣より外側から擁壁の内側の範囲には、江戸町の町屋が面的に残存している可能性がある。



図2 西役所絵図と現況写真の合成図

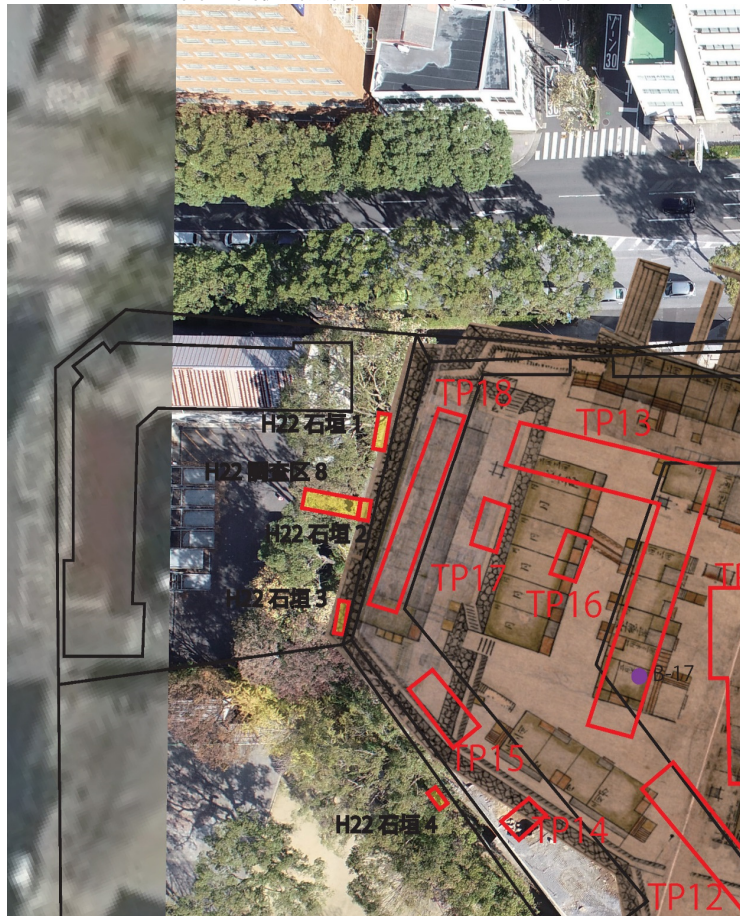


図3 西役所絵図と現況写真の合成図（拡大）



図 4 3 代目県庁舎と現況写真の合成図

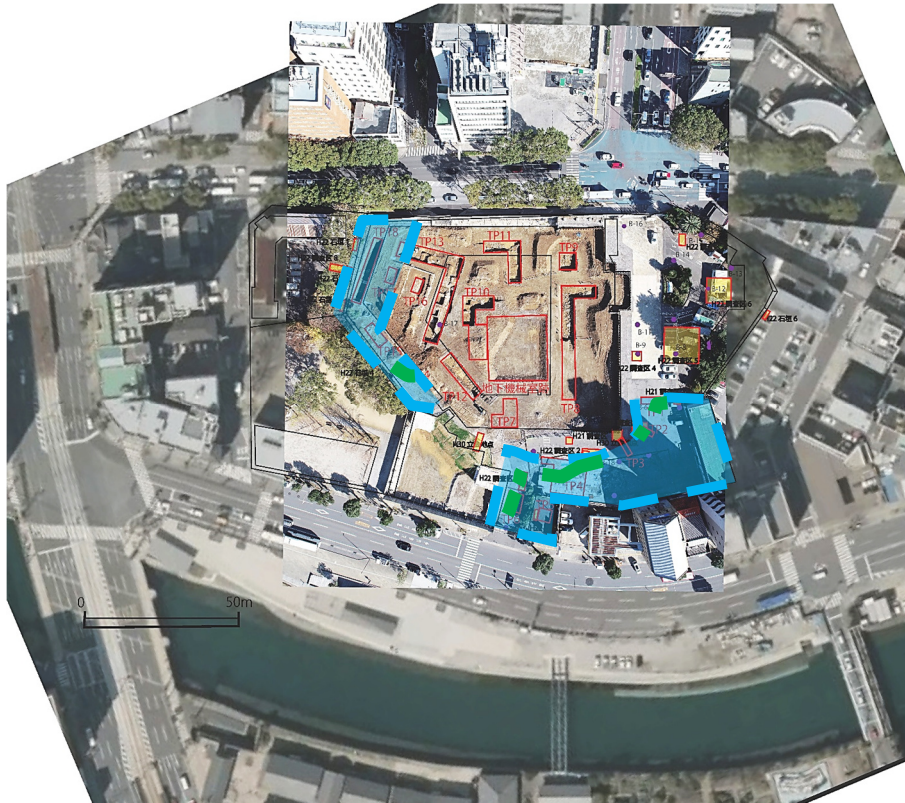


図 5 石垣・石塀の位置（緑）と今回の調査で遺跡の残存が確認された範囲（水色）

## (2) 調査詳細

### TP1 (写真1、写真2)

今後、活用される可能性がある石垣の埋蔵状態を確認するため、文化年間作成の絵図、2代目庁舎配置図、3代目庁舎配置図を基に6m×2mの試掘坑を設定した。

これまでに調査区から石垣を検出している。試掘坑の途中で東側に折れている。石材が後述するTP2で検出した石垣で使用している石材と異なるため、後世積み替えが行われている可能性がある。

また、石垣の内側にあたる部分に土坑(SK18、SK19)を確認し、土坑内からは近代の陶磁器や瓦片が出土した。



写真1 TP1 石垣検出状況 (東から)



写真2 SK18、SK19 調査終了状況 (西から)

### TP2 (写真3)

今後、活用される可能性がある石垣の埋蔵状態を確認するため、文化年間作成の絵図資料、2代目庁舎配置図、3代目庁舎配置図、平成22年度の範囲確認調査結果を基に6m×2mの試掘坑を設定した。

これまでに調査区から石垣、石罫状遺構を検出している。石罫状遺構は平成22年度の調査時に報告されているものであり、その延伸部分を今回検出している。石垣についても、平成22年度の調査時に報告されているものの罫線上に位置したところで3段目の頭まで検出している。石垣はさらに下に続くが、安全上の問題から今回の調査ではこれ以上の掘削は行わないこととした。



写真3 TP2 石罫状遺構 (上段) および石垣 (下段) 検出状況 (東から)

### TP3 (写真4)

今後、活用される可能性がある石垣の埋蔵状態を確認するため、文化年間作成の絵図資料、2代目庁舎配置図、3代目庁舎配置図を基に2m×6mの試掘坑を設定した。4代目県庁舎建設後の配管敷設によるかく乱がひどく、遺構は検出できていない。大型の石材が帯状に確認できる箇所があり、絵図面等を検討した結果、下には石垣が残っている可能性がある。





写真4 TP3 状況（南から）

#### TP4（写真5）

今後、活用される可能性がある石垣の埋蔵状態を確認するため、文化年間作成の絵図資料、2代目庁舎配置図、3代目庁舎配置図を基に11m×11mに4m×2mの延伸部2箇所を付け足した形の試掘坑を設定した。

遺構として石垣を確認している。西側は切石を積み上げた石垣で、東側は自然石を積み上げた石垣になる。自然石を積み上げた石垣については、江戸時代前期までさかのぼる可能性があるとの専門家の所見を得ている。



写真5 TP4 石垣検出状況（南から）

#### TP5（写真6～写真11）

江戸町の町屋が建っていた部分における遺跡の有無について確認するため、4m×4mの試掘坑を設定した。江戸町の町建ては天正13年～文禄元年（1585～1592）とされている。

調査の結果、近代の生活面（1面、2面）の下、G.L-120cmの地点で近世生活面（第3面）及び第3面を掘り込んだ土坑（SK21、SK22、SK23、SK24）を確認した。また、第3面の下に第4面及び第4面を掘り込んだ土坑（SK26、SK27）を確認した。

第3面で検出したSK21の出土遺物は景德鎮青花、漳州窯青花、東南アジア製陶器、国産陶器、国産磁器、瓦である。陶磁器は、中国製青花と陶器類が主体を占めており、国産磁器は極めて少数で、年代は1630年代を下限とする。また、出土瓦のコビキは鉄線切り（コビキB）である。長崎におけるコビキBの出現は先行研究から1600年以降とされている。以上のことから、SK21の年代については1610年から1630年代と考えられる。



写真6 TP5 サブトレンチ (SK21) 出土陶磁器類



写真7 TP5 サブトレンチ (SK21) 出土瓦



写真8 SK21 出土陶磁器類 1



写真9 SK21 出土瓦 1



写真10 SK21 出土陶磁器類 2



写真11 SK21 出土瓦 2

### TP6 (写真12、写真13)

石垣の有無を確認するために 6m × 4m を設定した。調査の結果、調査区中央部に南北方向に石垣を検出した。3 代目県庁時代 (明治 44 年から昭和 27 年) に江戸町側に通じるスロープ部分と考えられる。また、石垣の下に石とレンガをアマカワで固めた側溝、調査区東側に L 字に曲がる石列を検出した。石垣の年代については、江戸時代後期までさかのぼる可能性があるとの専門家の所見を得ている。

このほか、石垣の内側に石列が1条確認できる。より古い石垣が内側に残存している可能性がある。



写真 12 TP6 遺構検出状況（北から）



写真 13 石垣内側にある石列検出状況（南から）

#### TP7（写真 14）

原始から教会堂が破却される時代における遺構の確認を主たる目的として南北 9m × 東西 7m、幅 4m の L 字形の試掘坑を設定した。

4 代目県庁舎建設後の配管敷設によるかく乱がひどく、遺構は確認できていない。また、地山が浅いところでは地表面から 40cm で確認できた。明治期以降の削平が著しいものと考えられる。



写真 14 TP7 状況（北から）

#### TP8（写真 15、写真 16）

原始から教会堂が破却される時代における遺構の確認を主たる目的として南北 38m、東西 14m、幅 4m の L 字形の試掘坑を設定した。

これまでに地山直上で解体工事時に除却しなかった 4 代目県庁舎の基礎杭と割栗石を確認した。割栗石は比較的厚みのある石が用いられている。その中に加工した石が散見されるが、3 代目県庁舎の部材が再利用された可能性があるため、可能性のある石材については回収した。

また、石敷が検出された。地山を掘り込んで敷設する場所を作り、そこに扁平な石を敷き詰めている。3 代目県庁舎が建っていた位置と一致すること、直上に割栗石とコンクリートがあったことから、基礎の最底部に施工された地固めや排水用の施設と考えられる。

検出された遺構面で確認された地山面が水平になっていることから、3 代目県庁舎建設時及び 4 代目県庁舎建設時に地山を削平して地業が行われたものと考えられる。



写真 15 TP8 地山面検出状況（南から）



写真 16 TP8 石敷検出状況（西から）

#### TP9（写真 17～写真 20）

糸割符宿老会所 長崎奉行所 長崎西役所の時代における遺構の確認を主たる目的として 5m×5m の試掘坑を設定した。

これまでに地山直上で解体工事時に除却しなかった 4 代目県庁舎の基礎杭と割栗石を確認した。割栗石の状況は TP8 と同じである。

また、地山を掘り込む方形区画が 1 箇所検出された。比較的大きな玉砂利のほかにレンガやコンクリート片が入っているため、現代の施工によるものと考えられる。

このほか、試掘坑の南西隅で不明遺構(SX01)1基を確認した。直径が 80cm を呈しており、遺構壁面が垂直に落ちていることから、井戸である可能性が高い。出土遺物は、1630～40 年代を下限とする製品である。また、縄文後期の土器が 1 点出土した。覆土はさらに続くが、人力で掘削できる限界深度に達したため、掘削を停止した。

検出された遺構面で確認された地山面が水平になっていることから、3 代目県庁舎建設時及び 4 代目県庁舎建設時に地山を削平して地業が行われたものと考えられる。



写真 17 TP9 地山面検出状況（北から）



写真 18 SX01 掘削状況（南から）



写真 19 SX01 土層断面状況（東から）



写真 20 SX01 出土遺物

#### TP10（写真 21）

糸割符宿老会所 長崎奉行所 長崎西役所の時代における遺構の確認を主たる目的として南北 20m、東西 10m、幅 4m の L 字形の試掘坑を設定した。

これまでに地山直上で解体工事時に除却しなかった 4 代目県庁舎の基礎杭と割栗石を確認した。割栗石の状況は TP8 と同じである。

そのほか、TP8 と同じ石敷を確認した。地山を掘り込んで敷設する場所を作り、そこに扁平な石を敷き詰めている。3 代目県庁舎が建っていた位置と一致すること、直上に割栗石とコンクリートがあったことから、基礎の最底部に施工された地固めや排水用の施設と考えられる。

確認された地山が 3 代目県庁舎基礎および 4 代目県庁舎基礎の高さに合わせて水平になっていることから、3 代目県庁舎建設時及び 4 代目県庁舎建設時に地山を削平して地業が行われたものと考えられる。



写真 21 TP10 石敷検出状況（西から）

#### TP11（写真 22、写真 23）

糸割符宿老会所 長崎奉行所 長崎西役所の時代における遺構の確認を主たる目的として南北 14m、東西 12m、幅 4m の L 字形の試掘坑を設定した。

これまでに地山直上で解体工事時に除却しなかった 4 代目県庁舎の基礎杭と割栗石を確認した。割栗石の状況は TP8 と同じである。

また、TP8 や TP10 と同じ石敷が検出された。地山を掘り込んで敷設する場所を作り、そこに扁平な石を敷き詰めている。3 代目県庁舎が建っていた位置と一致すること、直上に割栗石とコンクリートがあったことから、基礎の最底部に施工された地固めや排水用の施設と考えられる。

このほか、3 代目県庁舎基礎の南側に基礎に平行する溝状の落ち込みを 1 条確認した。埋土は青灰色粘土（泥質土）を呈している。埋土からレンガ片や人工コバルトの磁器片が出土することから、3 代目県庁舎建設時に基礎と一体で作られたものである可能性が高い。

確認された地山が 3 代目県庁舎基礎および 4 代目県庁舎基礎の高さに合わせて水平になっていることから、3 代目県庁舎建設時及び 4 代目県庁舎建設時に地山を削平して地業が行われたものと考えられる。



写真 22 TP11 石敷検出状況（東から）



写真 23 TP11 溝状落ち込み完掘状況（西から）

#### TP12（写真 24）

原始から教会堂が破却される時代における遺構の確認を主たる目的として 15m×3m の試掘坑を設定した。

これまでに地山直上で解体工事時に除却しなかった 4 代目県庁舎の基礎杭と割栗石を確認した。割栗石の状況は TP8 などで確認したものと同じである。

確認された地山が 3 代目県庁舎基礎および 4 代目県庁舎基礎の高さに合わせて水平になっていることから、3 代目県庁舎および 4 代目県庁舎建設時に地山を削平して地業が行われたものと考えられる。



写真 24 TP12 基礎杭検出状況（南から）

#### TP13（写真 25～写真 29）

原始から教会堂が破却される時代における遺構の確認及び歴代県庁舎の遺構確認を主たる目的として南北 30m、東西 21m、幅 5m の L 字形の試掘坑を設定した。

これまでにレンガ造構造物を確認している。3 代目県庁舎が建っていた位置と一致することから 3 代目県庁舎の基礎と考えられる。



写真 25 TP13 レンガ造構造物検出状況（南から）

このほかに、西端の一部で地山が急に落ち込み、G.L-210cmの深さから瓦と漆喰片が混じった土層を確認した。この場所は、文化年間の絵図で一段下がったところに長屋（石垣上長屋）があり、文化9（1812）年に石火矢台場に改装されたとされる区画内にある。また、敷地北側の現万才町と椋島町との町境に位置する石垣の延長上に位置していることから、当時の地形が残存している可能性がある。

また、瓦と漆喰片が混じった土層を掘り込むピット4基（SP07、08、09、10）と土坑1基（SK02）を確認した。ピットのうち2基は半截を行い、土坑（SK02）については調査区壁に沿う形でトレンチを設定した。

土坑（SK02）から出土した遺物は、瓦片と陶磁器である。瓦片は瓦当面のある資料がないこと、棧瓦の出土がないことが特徴である。陶磁器は肥前産見込荒磯雲龍文鉢片や景德鎮窯産の碗片が確認できる。このうち、最も製作年代の新しい陶磁器の年代は見込荒磯雲龍文鉢片の1660年代である。

SK02覆土（約30cm堆積）を掘削した下から遺構（SD01、SD02、SD03、SK16）を検出した。これによりTP13では少なくとも2面の遺構面が存在することを確認した。検出した遺構のうちSD02とSK16について遺構掘削を行った。

SK02とSD02・SK16の出土遺物を比較すると、SK02が1660年代を下限とする遺物が確認されるのに対して、下層に存在するSD02・SK16出土遺物がSK02より古い年代（1630～40年代を下限）の遺物でまとまる傾向が看取できる。

瓦と漆喰片の混じった土層を確認した範囲以外の部分については、レンガ造構造物や4代目県庁舎に関する基礎の直下に地山が確認できるため、3代目県庁舎および4代目県庁舎建設時に地山を削平して地業が行われたものと考えられる。



写真 26 SK02 検出状況（南から）



写真 27 SD01・SD02 検出状況（北から）



写真 28 SK02 出土遺物



写真 29 SD02 出土遺物

#### TP14（写真 30）

今後の活用が想定されている石垣の埋蔵状態を確認するため、文化年間作成の絵図資料、2代目庁舎配置図、3代目庁舎配置図を基に5m×2mの試掘坑を設定した。

これまでに石垣か石塀の一部と思われる石列を確認した。壊れているが石が並んでいる状況を確認できる。

また、レンガ造構造物を確認した。記録作成後、除却する際にコンクリート基礎が厚く敷設されていることを確認した。4代目県庁舎の基礎の下に潜り込むようにレンガ造構造物が続くことから、3代目県庁舎に伴う建物基礎を思われる。

除却した下は地山が整形されていたため、少なくともレンガ造構造物が建っていた範囲は建設時に地山を削平して地業が行われたものと考えられる。



写真 30 TP14 レンガ造構造物検出状況（東から）



TP15 (写真 31 ~ 写真 35)

TP15 は歴代県庁舎の遺構確認を主たる目的として 8m × 4m の試掘坑を設定した。

これまでにレンガ造構造物を確認した。4 代目県庁舎の基礎の下に潜り込むようにレンガ造構造物が続くことから、3 代目県庁舎の時代の建物跡である。



写真 31 TP15 レンガ造構造物検出状況 (北から)

また、このレンガ造構造物を除却した直下から瓦と漆喰片が混じった土層を確認した。この場所は、文化年間の絵図で一段下がったところに長屋 (石垣上長屋) があり、文化 9 (1812) 年に石火矢台場に改装されたとされる区画に一部が該当するところにある。

また、瓦と漆喰片が混じった土層を掘り込むピット 4 基、柵列 1 条 (SA01)、土坑 5 基を確認した。

柵列 (SA01) 出土遺物は瓦片や陶磁器である。棧瓦の出土はなく、陶磁器は細片が多く年代比定が難しいが、18 世紀以降のいわゆる「くらわんか手」に該当するものは出土していない。

また、調査区の南西部に土層確認ならびに下層の遺構確認を目的とした長さ 4m × 幅 1m のサブトレンチを設定した。遺構面 (G.L - 90cm) から 120cm 掘り下げた地点で遺構と思われる土色の違う箇所を検出した。また、同じ地点でトレンチの南西隅に地山を確認した。土層の堆積状況について、サブトレンチ内の土層は東から西へ傾斜する様相が確認できる。

また、サブトレンチ内から出土した遺物は、直上が近代のレンガ造構造物であるため、多少の近代以降の遺物の混入が見られるが、瓦や陶磁器などの遺物が包含しており、製作年代が 1610 ~ 30 年代と思われるものが多い。



写真 32 TP15 遺構検出状況 (北から)



写真 33 TP15 サブトレンチ土層状況 (東から)



写真 34 TP15 サブトレンチ南壁土層断面状況（北から）



写真 35 TP15 サブトレンチ出土遺物

#### TP16（写真 36）

糸割符宿老会所 長崎奉行所 長崎西役所の時代における遺構の確認を主たる目的として 5m×3m の試掘坑を設定した。

これまでにレンガ造構造物を確認した。4 代目県庁舎の基礎の下に潜り込むようにレンガ造構造物が続くことから、3 代目県庁舎の時代の建物跡と考えられる。

レンガ造構造物の施工範囲外と思われる箇所では、G.L-20cm で地山が確認でき、レンガ造構造物を除却した直下は地山であったため、レンガ造構造物の施工時に地山を削り込んで地業したものと考えられる。



写真 36 TP16 レンガ造構造物検出状況（北から）

#### TP17（写真 37～写真 42）

糸割符宿老会所 長崎奉行所 長崎西役所の時代における遺構の確認を主たる目的として 5m×3m の試掘坑を設定した。

これまでに 3 代目および 4 代目県庁舎に伴うかく乱を除去した G.L-170cm の位置から瓦と漆喰片が混じった土層を確認した。この場所は、文化年間の絵図で一段下がったところに長屋（石垣上長屋）があり、文化 9（1812）年に石火矢台場に改装されたとされる区画内にある。

瓦と漆喰片が混じった土層を掘り込むピット 1 基と土坑 8 基を確認した。土坑の一部について調査を実施した。

土坑からの出土遺物は瓦片や陶磁器である。棧瓦の出土は無く、陶磁器は細片が多く年代比定が難しいが、18 世紀以降のいわゆる「くらわんか手」に該当するものは出土していない。



写真 37 TP17 遺構検出状況（南から）



写真 38 TP17 SK12・SK13 掘削状況（西から）



写真 39 SK10 出土遺物



写真 40 SK11 出土遺物



写真 41 SK13 出土遺物



写真 42 SK17 出土遺物

#### TP18（写真 43）

糸割符宿老会所 長崎奉行所 長崎西役所の時代における遺構の確認を主たる目的として 20m×3m の試掘坑を設定した。

これまでに G.L-210cm の位置でレンガ造構造物を確認した。4 代目県庁舎の基礎の下に潜り込むようにレンガ造構造物が続くことから、3 代目県庁舎の時代の建物跡である。

また、同じく G.L-210cm の位置で瓦と漆喰片が混じった土層を確認した。この土層はレンガ造構造物を除却した下の位置でも確認できる。

北端及び南端は G.L-400cm まで掘削したが地山を確認できなかった。安全上、これ以上の掘削は危険と判断しこの深さで調査を停止した。



写真 43 TP18 レンガ造構造物検出状況（北から）